

平成 27 年度県予算編成並びに施策
に関する要望とその措置状況

(平成 26 年 11 月 12 日要望)
(平成 27 年 3 月 27 日回答)

栃木県町村会

目 次

環境森林部

- 栃木県浄化槽設置整備費補助金の拡充について ··· 1
- 鳥獣被害防止対策の充実・強化について ··· 2

保健福祉部

- 予防接種の財源確保について ··· 4

産業労働観光部

- 観光誘客事業の継続的な推進について ··· 5
- 栃木県伝統工芸品産業の新たな支援策について ··· 6

農政部

- 有機農業に対する支援について ··· 7
- 自然災害による農業生産施設被災に対する復旧支援について ··· 8

県土整備部

- 都市再生整備計画事業の予算確保について ··· 9
- 道路整備の推進について ··· 10

教育委員会

- 小学校3年生以上における35入学級の早期実現について ··· 12
- 小中学校における教職員等配置事業の充実について ··· 13
- 新規採用教職員の確保について ··· 14
- 不登校児童生徒対策に対する財政支援措置について ··· 15
- 将来に向けた電子図書提供サービスの取り組みについて ··· 16

県警本部

- 交通安全対策予算の拡充について ··· 17

【市長会との共同要望】

県警本部

- 街頭防犯カメラの設置に対する支援について ··· 19

整理番号	要望事項	市長会	町村会
1	栃木県浄化槽設置整備費補助金の拡充について		○
要望内容			
栃木県浄化槽設置整備費補助金の補助率については、国と同様に補助対象額の1/3を基準としているものの市町の財政力指数により0.6/3、0.9/3、1.2/3となっており、補助率1.2/3は5市町で、大半の市町は0.9/3の補助となっております。			
今後、若年層の人口流出が顕著となっていく中で、若年層の定住化を図るために、より快適な住環境の整備が求められ、各町は浄化槽の設置について積極的に推進しております。			
県においては、厳しい財政状況の中において、予算を確保していただいておりますが、町村財政の状況をしん酌くださり、補助率を0.6/3、0.9/3にあっては国と同様の1/3に引き上げられるよう要望いたします。			
措置状況等（平成27年3月現在）			
県では昭和63年度から、市町村が実施する浄化槽設置整備事業に対して財政力指数により補助率を定め、予算の範囲内で補助してきたところであります。			
平成27年度においても、浄化槽の普及促進の重要性に鑑み、前年度同額を確保したところであり、財政力指数の低い団体に配慮した現行制度に対し御理解を賜りますようお願いいたします。			
関係部局	環境森林部環境保全課		

整理番号	要望事項	市長会	町村会
2	鳥獣被害防止対策の充実・強化について		○

要望内容

野生鳥獣による農産物等の被害は、耕作放棄地の増加、集落コミュニティの衰退に伴う農村環境の変化、里山における鳥獣生息区域と人間が居住する区域の間の緩衝地帯機能の減少などの生息環境の変化や狩猟文化の衰退などにより、年々深刻化、広域化しております。

このような状況の中、各地域においては有害鳥獣の駆除、侵入防止のための防護柵の設置等に取り組んでおりますが、有害鳥獣対策に要する市町の負担は年々増大しており、有害鳥獣対策の専門家、担い手の不足等も相まって、十分な被害防止対策を講じていくことが極めて困難な状況となっております。

つきましては、次の事項について積極的な対応を図られるよう要望いたします。

記

- 1 イノシシ等による農作物等の被害防止のための集中的な対策を早急に講じること。
- 2 カワウ等移動距離が広範囲な鳥獣に対して、県内市町相互の連携、県域を越える取組みによる捕獲活動など、総合的な対策の強化を図ること。
- 3 狩猟者の年間の維持費等の補助や狩猟免許取得及び更新費用に対する支援を行うなど、有害鳥獣駆除の担い手である狩猟者の負担軽減を図り狩猟者の増員及び育成を図ること。
- 4 有害鳥獣対策への取組みを指導できる専門的知識を有した指導者の派遣及び人材の育成を図ること。
- 5 捕獲檻等の捕獲機材の導入に対する支援の拡充を図ること。
- 6 捕獲鳥獣を地域資源として活用するため、食肉への利用促進など幅広い有効活用方策の検討をおこなうこと。

措置状況等（平成27年3月現在）

- 1 地域ぐるみの総合的な鳥獣対策促進事業等により、鳥獣を寄せ付けない環境整備や、個体数を減少させる捕獲に取り組んで参ります。
- 2 カワウについては、関東カワウ広域協議会の指針に準拠した「栃木県カワウ保護管理指針」に基づき対策を行っています。平成27年度は、生息状況調査を行い指針を改定することとしており、対策を強化して参ります。
- 3 「森の番人」確保育成事業において、免許試験に係るテキストの無料配布を実施するほか、市町が負担する保険料の支援を行っております。今後も狩猟者の確保と育成に努めて参ります。

- 4 宇都宮大学と連携し、獣害対策の指導者の育成に取り組んでいるほか、「獣害に強い集落づくり事業」として、鳥獣管理士を被害集落に派遣し被害対策の指導等を行う事業を継続して実施して参ります。
- 5 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用により支援を継続して参ります。
- 6 本県で捕獲される野生鳥獣については、放射性物質の影響により出荷制限の対象となっています。那珂川町イノシシ肉加工施設における全頭検査で安全性が確認されたイノシシ肉のみが出荷されています。県では、野生鳥獣の放射性物質モニタリング調査を実施しており、今後も継続して参ります。

関係部局	環境森林部 農政部
------	-----------

整理番号	要望事項	市長会	町村会
3	予防接種の財源確保について		○

要望内容

予防接種法施行令の一部を改正する政令並びに予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布により、平成26年10月1日より水痘及び高齢者の肺炎球菌感染症が定期予防接種の対象疾病に追加されることとなりました。

また、おたふく風邪、B型肝炎、ロタウィルスについても定期接種化が検討されております。

予防接種は、地域住民の生命と健康を守る重要な事業であり、特に子どもに対する予防接種は次代を担う子どもたちを感染症から守り、健やかな育ちを支える役割を果たしており、公費による接種は意義の大きいものであります。

しかしながら、現在の予防接種法上の定期接種は、市町の支弁により実施する自治事務となっており、昨今の厳しい財政状況の下、既に定期予防接種となっているものを含めて全ての接種費用を市町が負担することは困難な状況です。

安全かつ安定的な予防接種を継続するためには、国の責任において実施に必要な財源を確保することが不可欠であります。

つきましては、今後、定期予防接種の対象が広がり、市町の費用負担の更なる増加も予想されることから、市町の財政基盤や被接種者の経済状況によらず、対象者の全てが接種を受けられるよう、国の責任において、財源を地方交付税によらず全額保障するよう、国に対し強く働きかけるよう要望いたします。

措置状況等（平成27年3月現在）

定期の予防接種の費用は、被接種者負担金と、地方交付税により財源措置がなされているところです。

接種率の維持・向上を図り、公衆衛生の向上に寄与するため、市町の財政状況や被接種者の経済状況によらず対象者が等しく接種機会を享受することができるよう、国による財源措置が拡充されることは必要であると考えます。

県としては、引き続き、交付税算入率の引き上げ等財源措置の拡充を講じるよう国に對して要望して参ります。

関係部局	保健福祉部健康増進課
------	------------

整理番号	要望事項	市長会	町村会
4	観光誘客事業の継続的な推進について		○
要望内容			
県内観光地への観光客の入込数は、県全体として震災前に回復したと数字上示されていますが、地域によっての差があり、まだまだ回復途上の観光地もあると思われます。県においては、「本物の出会い 栃木」観光キャンペーン等により、県内全域を対象とした広域的な周遊モデルコースの設定や、「周遊パスポート」により滞在期間の長期化を図る施策を実施されていることと存じますが、今後、東京オリンピック等でのキャンプ地誘致や国体開催に関連し、県外、国外からの観光客の来県が期待されるところであります、誘客効果を高めるためにはこれら施策を継続して取り組むことが重要と考えます。つきましては、現在実施している観光誘客事業の継続的な推進と十分な予算の確保を要望します。			
措置状況等（平成27年3月現在）			
国内観光誘客の促進を図るため、今年度から開始した「周遊パスポート事業」の参加施設の拡充に努めるほか、日光東照宮400年式年大祭に合わせ、市町、観光関係団体や交通事業者等と一体となった観光キャンペーン等を積極的に推進して参ります。			
また、台湾における知事トップセールスをはじめ、東アジアや東南アジアを対象に、海外でのプロモーションやメディア・エージェント招請などを展開し、積極的に外国人観光客の誘客促進を図って参ります。			
関係部局	産業労働観光部		

整理番号	要望事項	市長会	町村会
5	栃木県伝統工芸品産業の新たな支援策について		○ 那珂川町

要望内容

栃木県の風土と県民の中で育まれ、受け継がれてきた地域の伝統文化の源である県指定伝統工芸品は、現在57品目、72件指定されております。

伝統工芸品産業の振興策として、県においては、ブランド力向上のための新商品開発や販路開拓のための施策を講じられていることと存じますが、伝統工芸品を後世(次世代)に引き継ぐための支援策として、現在の施策のほか、老朽化による設備更新や、設備が破損した場合の(修繕費用の)支援を図ることも必要であると考えます。

つきましては、設備更新等の支援策として、現在ある中小企業者向けの制度融資でも対応可能とは存じますが、これとは別に伝統工芸品産業を後世に引き継ぐため、設備更新や修繕等を対象とした新たな支援策を講じられるよう要望します。

措置状況等（平成27年3月現在）

- 伝統工芸品は、生活様式の変化や安価な輸入品の普及の影響を受け、販売量の減少、生産者の高齢化や後継者不足など厳しい状況が続いていることから、産業として後世に引き継ぐためには、現代生活にあった商品開発や販路拡大を図り、産業を活性化させ後継者を確保することが緊急課題となっています。
- そこで県は、平成23年度から、伝統工芸品産業競争力強化事業補助金により、益子焼・結城紬・日光伝統工芸品を始めとする産地組合等を対象に、販路拡大、新商品開発、後継者育成について支援を実施しております。
- また、昨年度からは、伝統工芸品ブランド力強化支援事業により、現代のライフスタイルにマッチした新商品の開発を目的として、デザイナー等の専門家派遣事業や伝統工芸品産業の枠を超えた異業種連携に対する補助事業を実施しています。さらに本年度は、これらの事業等で開発された新商品等の展示・販売事業を、11月7日～19日までの13日間首都圏で実施し、“とちぎブランド”を全国に発信いたしました。今後とも、こうした各種の取組みによる支援を行うことで、本県の伝統工芸品産業の振興を図っていく考えであります。
- 伝統工芸品の指定要件には、製造工程の主要な部分は手工業的であることと規定されており、補助的な機械の使用を妨げるものではありませんが、大多数の製造者が設備を使用していないことから、設備の更新や修繕などの支援策は、慎重に対応せざるをえないと考えております。

関係部局	産業労働観光部
------	---------

整理番号	要望事項	市長会	町村会
6	有機農業に対する支援について		○

要望内容

有機農業に携わる農家数は、近年、増加の傾向にありますが、従来型の農業に比べて、病害虫等による品質・収量の低下が起こりやすいなどの技術面での難しさに加え、販路が確立していないことから、初期段階では経営が安定しないため、取り組み農家数はまだ少ないので現状です。

国においては、新たな基本の方針で全国の有機農業の農家数を倍増させる計画を示しましたが、県においても、有機農業に取り組もうとする農家への支援や消費者に対する有機農業・農作物への理解を深めることが必要と考えます。

つきましては、下記事項について要望します。

記

- 1 技術体系の確立・普及の支援を図ること
- 2 従来農法から有機農業への転換者についても、新規就農者と同様の給付金制度の創設を図ること
- 3 JAS認証の登録費用の補助などの支援を図ること
- 4 有機農産物の販路の開拓を図ること
- 5 消費者の理解を深めるための積極的な普及・啓発活動を行うこと

措置状況等（平成27年3月現在）

平成27年3月に「栃木県有機農業推進計画（2期計画）」（計画期間：平成27年度から平成32年度）を策定しましたので、本計画に基づき施策を推進して参ります。

- ① 県農業試験場において、水稻の有機栽培を行う場合の基幹となる土づくりや雑草抑制に関する技術が実証されたことから、これを普及しています。また、次年度からは野菜類における栽培技術の研究に取り組んで参ります。
- ② 有機農業に取り組む農業者に対しては、環境保全型農業直接支払交付金により支援して参ります。
- ③ 有機JASの認定取得を支援するため、平成27年度に、国において認定申請に必要な生産記録等の書類を簡易に作成できるシステムを構築する予定ですので、有機農業者が活用できるよう周知を図って参ります。
- ④ 県内外で開催されている商談会や農業関連イベントに県として出展し、有機農業により生産される農産物をPRする機会を提供して参ります。
- ⑤ 有機農業者と消費者の相互理解を深めるため、シンポジウムや有機農業の公開は場における見学会等を引き続き実施して参ります。

関係部局	農政部
------	-----

整理番号	要望事項	市長会	町村会
7	自然災害による農業生産施設被災に対する復旧支援について		○

要望内容

近年、竜巻等の突風など、異常気象による自然災害が多発しております。これら災害は、局所的に大きな被害が生じるため、被害が一部の地域に止まり重大な気象災害と判断されない場合には、農業生産施設（園芸ハウス等）の復旧支援について、国の被災農業者向け経営体育成支援事業や栃木県農漁業災害対策特別措置条例が適用となります、自力での施設復旧を余儀なくされることがあります。

つきましては、被災農家の再建意欲と農業経営の継続を図るため、既存の制度が適用とならない自然災害においても農業生産施設被災に対する復旧支援措置を講じられるよう要望いたします。

措置状況等（平成27年3月現在）

栃木県農漁業災害対策特別措置条例については、自然災害により様々な農業被害が多発する昨今の状況を踏まえ、災害に的確に対応できるよう、指定災害の指定基準の見直しや、被災した農業用生産施設の撤去作業に対する助成措置を定めるなどの所要の改正を行います。

また、平成27年2月1日から補償内容が拡充された園芸施設共済について、周知を図る等、加入促進に努めて参ります。

関係部局	農政部
------	-----

整理番号	要望事項	市長会	町村会
8	都市再生整備計画事業の予算確保について		○

要望内容

今年度の都市再生整備計画事業の配分率については、厳しいものとなっており、来年度もその傾向は続く見込みであると伺っています。

都市再生整備計画事業は、様々な事業を同時に実施することで総合的なまちづくりを進めることができる自主性の高い事業ですが、事業期間が原則5年間と短いものとなっております。

厳しい配分率が想定される状況では、5年間という期限の中で予定どおりに事業が執行されず、効果的な整備が困難になることも考えられます。

また、補助事業として都市再生整備計画事業でしか実施できない事業もあり、財政面からも非常に有効な事業と考えております。

つきましては、地域の実情に合った事業を計画的に実施することができるよう下記のとおり要望いたします。

記

- 1 市町の要望額に見合う配分率になるよう、都市再生整備計画事業の予算確保について、国に対し強く働きかけること。
- 2 都市再生整備計画事業の制度や取扱等について見直しや検討があった場合には、速やかに市町に対し情報提供すること。

措置状況等（平成27年3月現在）

- 1 都市再生整備計画事業については、平成26年6月に国土交通省への要望活動を行うなど、機会あるごとに予算確保を要望しているところであり、引き続き、国に対し働きかけて参ります。
- 2 都市再生整備計画事業の制度等については、平成27年1月に市町を対象に「都市再生整備計画事業担当者説明会」を開催したところであり、今後も適時適確に情報提供を行って参ります。

関係部局	県土整備部 都市計画課
------	-------------

整理番号	要望事項	市長会	町村会
9	道路整備の推進について		○

要望内容

道路は、県民を自然災害から守る機能を有するとともに、上下水道や電線類などの公共公益施設を収容し、活力ある社会・経済活動や観光振興等を支える最も基礎的な社会資本あり、その計画的な整備はより一層重要となっております。

特に、近年、局地的な集中豪雨や突風・竜巻などが多発しており、災害に強い道路の整備を着実に進めることができ強く求められるところであります。

つきましては、下記の事項について積極的な措置を講じられるよう要望いたします。

記

- 1 道路整備を着実に推進し、円滑な交通体系を確立するため、道路整備財源の拡充を図り、未整備路線の解消に努めること。
- 2 県道における通学路の歩道整備については、町村部の整備が遅れているが、安全・安心な住環境の整備は若年層の定住化に繋がることから、単に費用対効果に囚われることなく、地域の実情も判断基準とともに、防護柵や縁石鉢を設置するなど、事故の事前防止や被害拡大防止のための安全対策を講じること。
- 3 災害時における救援物資や人員の迅速な輸送、さらには収容する上下水道や電線類などのライフラインの分断を回避するため、災害に強い道路の整備を計画的かつ着実に進めるとともに、補修の必要な箇所については、早急に補修・補強を図ること。

措置状況等（平成27年3月現在）

① 道路は、活力ある社会・経済活動や観光振興等を支える重要な社会資本であることから、今後とも市町や関係機関と連携し、必要な道路整備財源の確保や、効果的・効率的な道路整備に努めて参ります。

② 通学路の歩道については、これまで緊急合同点検等により市町とともに実態の把握を行い、小学校から半径 1 km 圏内等において重点的な整備を進めているところです。

今後とも各市町の意向を確認しながら、事故の事前防止や被害拡大防止のための安全対策も含め、地域の実情に応じた歩道整備に取り組んで参ります。

③ 円滑な救助・救援活動及び緊急物資輸送が行えるよう、緊急輸送道路や減災ネットワーク道路、避難所周辺道路等の整備を推進するとともに、無電柱化推進計画に基づく電線類の地中化を進めて参ります。

また、これらの道路における橋梁等の道路構造物については、長寿命化修繕計画等に基づき、計画的かつ効果的に修繕・補強を実施して参ります。

関係部局

県土整備部 道路整備課・道路保全課

整理番号	要望事項	市長会	町村会
10	小学校3年生以上における35人学級の早期実現について		○

要望内容

学校現場が抱える課題が多様化・複雑化の一途をたどっている中で、児童生徒へのきめ細やかな指導を実現するためには、少人数教育の更なる推進によって教員の目が届きやすい学習環境を作り、児童生徒一人ひとりと向き合う時間を確保することが必要となっています。

国においては、平成25年度からの5ヵ年計画である「新たな教職員定数改善計画案」により、中学校3年生までの35人学級の実施を検討しておりましたが見送りとなり、その後検討が重ねられているものの具体的な見通しは立っていない状況です。

こうした中、本県においては、義務教育標準法に定められている小学校1年生に加え、小学校2年生及び中学校の全学年においても教員の加配対応により35人学級が実現されており、児童生徒の学習意欲の向上等の効果が見られております。

小学校3年生以上の35人学級を先行導入している他県の調査結果からは、きめ細やかな指導を可能とし、高い学力を身に付けることにつながり、不登校の出現率や欠席率が低下しているとの結果が報告されております。

つきましては、国に対し義務教育標準法の改正による少人数学級の拡充を強く働きかけるとともに、本県におけるより質の高い教育の実現のため、本県独自の少人数教育として小学校3年生以上における35人学級を早期に実施されるよう要望いたします。

措置状況等（平成27年3月現在）

きめ細かな対応が実現できる少人数学級は、児童生徒の学習意欲の向上や問題行動等の未然防止などの効果がみられ、学校現場から拡大の要望も多い状況です。

現在、35人以下の学級編制となっております小学校第1学年、第2学年が、第3学年になり40人以下の学級編制になるのに伴い、1学級の児童数が急激に増える学級が出て参りますが、そのような学校において、きめ細かな指導が継続して円滑に行える教育環境を整えるため、~30名の非常勤講師を新たに配置いたします。

今後とも、本県の少人数教育のあり方について、様々な観点から検討するとともに、引き続き国に対しては、その責任において少人数学級の拡大に向けた新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実施するよう要望して参ります。

関係部局	教育委員会事務局 教職員課
------	---------------

整理番号	要望事項	市長会	町村会
11	小中学校における教職員等配置事業の充実について		○

要望内容

発達障害等の特別な配慮を必要とする児童生徒の増加やいじめ・不登校等に関する事例の深刻化、家庭教育力の低下等、学校教育が抱える課題は複雑・多様化しております。それに伴い、学校での支援を必要としている児童生徒は年々増加傾向にあり、対応に苦慮しているところであります。

県においては、小中学校非常勤講師配置事業における教職員の配置及び特別支援教育充実事業における臨床心理士等の外部専門家による助言・指導により、低学年児童や指導困難な状況が見られる学校への支援に取り組んでおり、また国から措置された加配教員を地域の実情に応じて配置しております。しかし、配置可能な人員は限られており、希望する全ての学校が加配措置を受けられるというわけではないため、特別支援教育補助員の設置や臨床心理士による巡回指導等を単独で実施している町もある状況です。

さらには、英語教育改革実施計画や道徳の教科化、土曜日の教育活動推進等、今日的な教育動向に対応するための人的条件の整備も求められております。

つきましては、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導を実現し教育環境の向上を図るため、下記の事項についての積極的な取り組みを要望いたします。

記

- 1 小中学校非常勤講師配置事業における配置教職員の増員を図り、希望する全ての学校への加配に努めること。また、発達障害等に対応可能な専門性を持った教職員の配置を図ること。
- 2 各町において単独で実施している特別支援教育等の事業に対する財政支援策を講じること。
- 3 英語教育改革や道徳教育の教科化等を効果的に実施するための教職員の増員について国に対し強く働きかけること。

措置状況等（平成27年3月現在）

- 1 小中学校非常勤講師配置事業（スマイルプロジェクト）により、特別支援学級を含む指導困難な状況が見られる小・中学校に非常勤講師を220人配置しております。また、来年度から、小学校第3学年において1学級当たりの児童数が急増する学級がある学校を対象に、新たに30人の配置拡大を行って参ります。今後も、市町教育委員会と連携を図りながら、配置や活用の工夫等を行うことで、最大限の効果を上げていきたいと考えております。また、小中学校と特別支援学校の教員との研修交流の実施や、今年度実施の教員採用試験から特別支援学級担任等の経験による特別選考を実施するなどして、教員の指導力の向上と確保を図っております。
- 2 特別支援教育充実事業において、市町教育委員会が行う発達障害等のある児童生徒に対する支援内容検討会に県教育委員会が特別支援教育スーパーバイザーを派遣し、市町教育委員会の取組を支援しております。
- 3 教職員の増員については、国に対して要望して参ります。

整理番号	要望事項	市長会	町村会
12	新規採用教職員の確保について		○

要望内容

教員が子どもたち一人ひとりに正面からしっかりと向き合い、児童生徒に確かな学力を身に付けさせるとともに、いじめや不登校等の諸問題に対するきめ細かい指導を図るため、正規採用教員の増員と臨時の採用教員の削減に努められるよう昨年度要望したところであります。

県におかれましては、昨年度は教職員採用者数を増やすことにより欠員の解消を図ったとし、今後とも、正規教職員の適正な配置に努めるとされております。

非正規教員については、体系的な研修の仕組みが整備されておらず、非正規教員の割合が増加することは、学校の組織運営や質の高い教育の維持・向上の面でも支障が生じることが懸念され、望ましくありません。

つきましては、今後とも、学校現場で即戦力となる優秀な人材を多く確保できるよう正規教職員の積極的な採用を進め、可能な限り臨時の採用教員の抑制を図り、正規教員の適正な配置に努められるよう要望いたします。

措置状況等（平成27年3月現在）

平成25年度教員採用試験より、質の高い教師を確保するため、講師としての幅広い経験を持つ者の中から、前年度の試験結果によって客観的な能力実証がなされた者に対し、一次試験のすべてを免除する「講師等経験者特別選考」を実施し、多くの講師経験者を採用しているところです。さらに、平成26年度教員採用試験より、受験資格の年齢制限の引き上げや「講師等経験者特別選考」の年齢制限の引き上げ等を行い、優秀な人材をより多く確保できる環境を整えて参りました。また、採用者数におきましても、昨年度に引き続き400名を超える合格者を確保し、正規教員の積極的な採用に努めているところです。

今後とも、学校の統廃合の状況や児童生徒数の減少、再任用原則化への対応等の状況も踏まえた上で、正規教職員の適正な配置ができるよう努めて参ります。

関係部局	教育委員会事務局 教職員課
------	---------------

整理番号	要望事項	市長会	町村会
13	不登校児童生徒対策に対する財政支援措置について		○

要望内容

平成24年度調査によると、栃木県の小中学校の不登校児童生徒数は小学校293人、中学校1,589人の計1,882人で、前年度（2,095人）より減少しているものの、依然として相当数に上っています。

こうした中、各町においては、適応指導教室を設置し、児童生徒の特性に応じ、適切な個別指導や豊かな人間性を育むための支援を行っております。

県においては、市町が設置した適応指導教室への財政支援として「マロニエハートケア推進事業」を実施し、適応指導教室の充実を図るとともに不登校対策を講じてきたところですが、年々、その補助対象は縮小され、平成25年度をもって事業廃止とされたところです。

しかしながら、適応指導教室を設置している各町においては、厳しい財政状況にあっても教室を閉鎖することなく継続して運営しており、さらに一部の教室では、町外の児童生徒を受け入れているところもあり、常勤相談員の配置や施設の維持管理等、運営費の負担は多大なものとなっております。

県におかれましては、このような現状をご理解いただき、不登校児童生徒対策に対する財政支援についてご配意下さるよう要望いたします。

措置状況等（平成27年3月現在）

不登校児童生徒対策につきましては、スクールカウンセラーの配置拡充やいじめ不登校等対策チームの派遣等を通して、不登校の未然防止に努めているところです。

今後とも、国の事業を積極的に活用するなどして、市町教育委員会を支援して参ります。

関係部局	教育委員会事務局　学校教育課
------	----------------

整理番号	要望事項	市長会	町村会
14	将来に向けた電子図書提供サービスの取り組みについて		○

要望内容

1990年代後半以降、インターネットが急速に普及し情報環境が変化する中で、図書館も従来のアナログ媒体による情報・知識の伝達普及機能だけでなく高度な情報技術を活用し、新たな情報発信を志向するようになり、その取り組みとして、現在、一部の図書館では、電子図書の提供サービスを導入しております。

電子図書の提供サービスの普及には、著作権の問題などクリアすべき課題はあります。今後、時代の要請や県民ニーズの変化に対応した県内図書館サービスのさらなる向上を図るためにも、県民誰もが、いつでもどこでも図書情報に触れることができ、利便性がさらに高まる電子図書提供サービスの仕組みを模索していくことが必要となります。

つきましては、県立図書館に電子図書の導入を図るとともに、市町立図書館との電子図書相互貸借のネットワーク構築など、全県的な電子図書提供サービスの実現に向け、県主導のもと検討していただきますよう要望いたします。

措置状況等（平成27年3月現在）

- 図書館向けに提供される電子書籍のうち、より専門的で資料価値の高いものについて県立図書館への導入の可能性を検討して参ります。
- また、著作権法の規定により、従来の書籍の貸し出しは図書館に貸与権が認められており、図書館で購入した書籍は著作権者の同意が無くても図書館間の相互貸借を行うことができます。一方で電子書籍の貸し出しは貸与ではなく公衆送信に該当し、著作権者の同意を得なければ貸し出し(公衆送信)を行うことができません。このため、一定の制限のもとで電子書籍取扱事業者から貸し出し(送信)の権利を購入している電子書籍は、従来の書籍と異なり図書館が主体的に相互貸借を行うことはできません。

以上の理由から、現状では図書館相互貸借のネットワーク構築は困難ですが、今後の図書館向けの電子書籍提供手法の動向を注視して参ります。

整理番号	要望事項	市長会	町村会
15	交通安全対策予算の拡充について		○

要望内容

県内の交通規制施設、特に横断歩道や法定路面標示は、交通事故防止対策として大変重要なものにもかかわらず、近年、表示が薄くなったり、消えていたりする箇所が多く見受けられるようになっております。

交通安全対策、その中でも特に子どもの通学路の安全対策にあっては「安全・安心」に対する県民ニーズが、かつてないほど高くなっています。各町においては通学路のカラーブラッピングや啓発用電柱幕などの整備を行い、歩行者の安全確保を図る対策を講じています。

一方、災害直後の混乱時における交通機関の確保は、迅速な非難や支援にとって必要不可欠なものがあります。特に今後予想される大規模地震や竜巻被害等による停電時の対応は緊急かつ重要な課題です。

県におかれましては、下記について、予算の拡充を図るとともに、早急に対応されるよう要望いたします。

記

- 1 毀損した法定路面標示の補修をはじめ、より見やすく、わかりやすい道路標識や道路標示の設置を促進すること。
- 2 信号機の設置については、既存の信号機の更新に偏ることなく、新規新設を促進すること。
- 3 災害時の停電、電力網の分断時における継続的な信号を可能とするとともに消費電力の低減を可能とする、外部電力を使用しない太陽光発電LED信号機への迅速な切り替えを促進すること。

措置状況等（平成27年3月現在）

- 1 道路標識・標示については、更新の基準にかかわらず、劣化の程度や交通環境に応じて、適切な更新整備に努めています。

また、交通事故の発生が多い交差点やカーブには、平成18年度から夜間の視認性に優れた一時停止標識や道路標示（横断歩道、停止線、「止まれ」）などの道路標識・標示の高輝度化を推進しており、経年による老朽・磨耗が進んだ高輝度道路標示の更新整備を行うとともに、危険交差点の高輝度整備箇所を新たに追加するなど、計画的な整備を推進しております。

今後とも見やすく、分かりやすい道路標識・標示の設置、更新に努めて参ります。

- 2 信号機の新設については、平成25年12月、警察庁より示された新たな「信号機設置

の指針」に準拠し、適切な設置に努めることとしています。

具体的には、新設道路に対しては道路の規模、推定交通量から信号機設置の必要性を検討し、その他の道路に対しては、交通事故が多発している交差点等で、信号機以外での対応が難しい場所について設置の検討を行い、必要な箇所に対して設置を行うこととしております。今後とも適切な処理を行って参ります。

3 災害等で停電となった場合に信号機を稼働させるには、天候や昼夜を問わず安定した電源を確保する必要がありますが、太陽光発電信号機については、天候等の影響を受けやすく、電源としての機能が十分であるとは認められない状況にあります。

そのため、県警察では、災害等で停電となった場合を想定し、停電時に自動的に発電機が作動して信号機に電力を供給する「交通信号機用自動起動式発動発電機」を優先的に配備しています。

また、持ち運び可能で、停電となった信号機に対し、応急的に電力を供給することができる「可搬式発動発電機」の配備も行い、緊急時に対応することとしています。

関係部局	警察本部交通規制課
------	-----------

整理番号	要　望　事　項	市長会	町村会
共同1	街頭防犯カメラの設置に対する支援について	○	○

要望内容

近年、都市化や情報社会の進展などの社会情勢の変化、社会的な規律意識の低下、地域社会の連帯感の希薄化などにより、身近な場所での犯罪が多数起こっております。

こうした防犯対策の一環として「街頭防犯カメラ」の設置は犯罪抑止には効果的であり、犯罪の予防や未然防止に対する期待から通学路や駅周辺への設置を求める住民の声は少なくありません。

こうしたことから、一部の市町では自ら街頭防犯カメラを設置する、または防犯カメラを設置する自治会等への補助を行うなど、官民一体の防犯体制の構築に取り組んでいるところですが、市町による防犯カメラの設置は財政負担の増加等の理由により進んでおりません。

つきましては、県財政も厳しい状況と認識しておりますが、住民の安全安心を確保するとともに「安全・安心の地域づくり」に県全体で取り組むことにも繋がりますので、街頭防犯カメラの設置費用に対する補助制度の創設、さらには警察による街頭防犯カメラの設置について要望いたします。

措置状況等（平成27年3月現在）

街頭防犯カメラの有効性とプライバシーの保護との調和を図ることを目的に、県では、平成26年3月に「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を策定したところであり、ガイドライン等が未策定の市町に対し、策定を働きかけていくとともに、防犯カメラの設置のあり方について研究して参ります。

また、県警察では、県内最大の繁華街であるJR宇都宮駅東地区において、これまでに街頭緊急通報装置を設置してきたが、平成27年3月に同装置を街頭防犯カメラシステムに更新整備したところであり、引き続き犯罪抑止対策に努めて参ります。

県としては、引き続き市町と連携しながら、地域住民との協働により、安全で安心なまちづくりを推進して参ります。

関係部局	県民生活部　警察本部
------	------------